

横田基地対策に関する要望書

国への要望事項

平成19年11月

横田基地周辺市町基地対策連絡会

横田基地対策に関する要望書

横田基地の存在は、広域的都市活動や地域開発の阻害要因となるなど、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を与えています。

また、同基地は、人口が密集した市街地に所在しており、周辺住民は昼夜を分かたぬ航空機騒音に悩まされ続け、いつ発生するかわからない事故に不安な毎日を送っています。

日米合同委員会で合意された航空機騒音の軽減措置に関する取決めがあるにもかかわらず、同基地周辺の環境基準の達成状況は依然として厳しいものがあります。そのような中であって、ひとたび、米空母キティホーク艦載機による飛行訓練が実施されれば、平成12年9月の飛行訓練にみられるように、周辺住民への生活環境に多大な影響を与えます。

平成13年9月と平成16年5月にC-17並びにC-130の部品落下事故が発生し、更に、本年6月13日にUH-1Nが横浜市内の公園へ緊急着陸するなど、平成16年8月以降、ヘリコプター及びC-130の機体のトラブルによる緊急着陸等が相次いで6回発生しております。

一歩間違えば人命に関わる大事故にもなりかねなく、事故に対する周辺住民の不安が高まっています。また、平成15年3月には、基地に対して金属弾が発射されるなど、平成13年9月の米国における同時多発テロ以降、基地に対するテロ問題も周辺住民に大きな不安を与えています。

このため、同基地が所在する周辺市町は、「横田基地周辺市町基地対策連絡会」を組織し、基地の整理・縮小・返還等を含めた協議を行う中で、こうした基地に起因する諸問題の解決に努めてきました。

国におきましては、これまで周辺住民の生活環境の整備や民生安定など様々な施策を講じていますが、同基地が市街地にあることを考慮した制度となっていないため、生活環境の保全を求める住民要望を、いまだ十分に満たしているとはいえません。また、基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の財政圧迫につながっています。

日米地位協定とその運用については、沖縄県で発生した暴行事件の被疑者早期引渡しの件、また、平成16年8月宜野湾市で発生したヘリコプター墜落事故後、一定の運用改善がなされているとはいえ、更なる見直しが求められています。

犯罪を防止する観点から、更なる規律の保持、教育の徹底、安全飛行の確保、点検整備の強化等の措置を講ずることはもちろんですが、先般の事件、事故を含め、基地に関する諸問題を解決するためには、同協定の適切な見直しが必要です。

さらに、平成11年8月に施行された「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」の運用にあたっては、平成12年7月に第9条（地方公共団体・民間の協力）の解説が発表されたところですが、今後、地方自治体への適時・的確な情報提供を行うとともに地方自治体の意向を十分尊重することが重要です。

横田基地に関する問題は、基地の整理・縮小・返還を含め、多岐にわたりますが、特に、横田基地における米空母艦載機飛行訓練は、一切、実施しないよう強く要望します。

改めて、周辺住民がおかれている耐え難い実情を十分に理解され、横田基地対策に関する別記事項を速やかに実現されるよう強く要望します。

要 望 事 項

- 1 米空母艦載機飛行訓練を全面的に中止するとともに基地問題の解決のために基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講じること。

横田基地は、人口が密集した市街地に所在しており、航空機による騒音被害と事故に対する不安など、住民生活に様々な影響を与えるとともに、地域のまちづくりの障害になっている。

特に、昼夜間にわたる米空母艦載機の飛行訓練が、ひとたび実施されれば、その影響は甚大であり、周辺地域の平穏な住民生活は著しく損なわれる。

今後、横田基地における米空母艦載機の飛行訓練は、全面的に中止するとともに、周辺地域住民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを推進するため、基地の整理・縮小・返還も含めた必要な措置を講じること。

- 2 騒音防止対策を推進すること。

- (1) 周辺住民の騒音被害の軽減のため、昭和39年及び平成5年の日米合同委員会の合意事項を厳守し、さらに、以下の項目については、早急に対策を講じること。

- (ア) 22時から6時までは、飛行等を行わないことを徹底するとともに、21時から22時まで及び6時から7時までの間も極力行わないこと。

- (イ) 周辺地域に影響のあるエンジンテスト、運用訓練については17時から7時までの間には行わないこと。

- (ウ) 土曜日・日曜日・日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験時期等特別な日における飛行、エンジンテストを行わないこと等飛行場運用の見直しを行うこと。

- (エ) ヘリコプター及び航空機（セスナ機を含む。）による基地周辺上空での低空飛行を行わないこと。

- (オ) ヘリコプターによる飛行訓練については、米軍に提供されている基地の上空に限定して実施すること。

- (カ) 航空機の点検等に伴い発生する騒音について、必要な防音措置をとること。

- (2) 住宅防音工事等周辺対策の充実強化を図ること。特に、住宅防音工事については、以下の項目を実施すること。

- (ア) 助成対象となっている住宅の防音工事を早期に完了すること。

- (イ) 区域指定告示以降の新築住宅のすべてについて、防音工事の助成対象とすること。

- (ウ) 防音工事対象区域の指定値を、現行の75WECPNLから航空機騒

音の環境基準 70 W E C P N L に改正すること。

(エ) 一定期間が経過した空調機の更新を速やかに行うこと。また、更新時においても全額補助すること。

(オ) 住宅防音工事に伴う維持管理費を全世帯に補助すること。

- (3) 航空機の低騒音化技術の開発、低騒音機の使用の促進を図ること。
- (4) 市町の実施する騒音測定器の維持及び入れ替え並びに測定に要する費用について、国の助成制度を設けること。
- (5) パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレータなどの使用にあたっては、設置場所をはじめ、基地外に影響を与えないよう必要な措置を講じるよう米軍に申し入れること。
- (6) 消音装置を備えたエンジンテスト専用施設を整備し、飛来機も含めた航空機のエンジンテストは専用施設で実施すること。
- (7) 平成 18 年 5 月 1 日に発表された米軍再編にかかる「再編実施のためのロードマップ」によると、横田基地に航空自衛隊航空総隊司令部が移駐するが、航空機の飛来については、周辺地域住民の平穏な生活に配慮すること。

3 航空機事故の再発を防止するとともに、基地運用に関し、安全確保を徹底し、万一事故等が発生した場合は、速やかに情報提供すること。

平成 13 年 9 月と平成 16 年 5 月には、航空機の部品落下事故が発生し、更に、本年 6 月 13 日に UH - 1 N が横浜市内の公園に緊急着陸した。平成 16 年 8 月以降、ヘリコプター及び C 130 の機体のトラブルによる緊急着陸等が相次いで 6 回起こるなど、一步間違えば大惨事になりかねない事態が発生している。今後、このような事故等が起こることのないよう、下記について米軍に申し入れること。

- (1) 事故等の原因究明を徹底して行うとともに常駐機及び飛来機の点検整備を強化するなど再発防止に万全の措置を講じること。
- (2) 万一事故等不測の事態が発生した際は、必要に応じて現場説明を行うなど迅速かつ的確な情報提供を行うこと。
- (3) 基地の運営にあたっては、周辺住民の安全確保を徹底し、不安を与えることのないよう細心の配慮をすること。

4 米軍再編に伴う航空自衛隊航空総隊司令部の移駐に際しては、周辺住民の不安や基地周辺環境への影響を最小限に止めるため、基地運用について、国として周辺自治体との協議に応じる等の配慮をすること。

5 基地を抱える自治体へ適切な情報を提供すること。

航空機の飛行に関する情報をはじめ、基地を抱える自治体への情報提供はされてきてはいるが、なお一層有用な情報を適時・的確に提供すること。特に、以下の情報は、基地対策に必要不可欠であり、詳細かつ積極的に収集し、迅速に提供すること。また、基地を抱える自治体に多大な影響を与える事柄については事前に意見を聴取すること。

- (1) 航空機離着陸回数等に関する統計資料
- (2) 米空母艦載機飛行訓練の当日の実施予定や実際の実施内容の報告
- (3) 訓練や飛行等の実施に関する情報
特に、パブリック・アドレス・システムやグラウンド・バースト・シミュレータなどを使用した訓練に関する情報
- (4) 基地に起因する事故等に関する情報（内容・原因・処理経過・再発防止等）
- (5) 基地内の施設整備計画及び変更に関する事前情報（目的・内容・時期等）
- (6) 日米合同委員会での合意事項等に関する情報
- (7) 基地周辺住民に影響を及ぼすような我が国及び米国政府の動向に関する情報
- (8) 基地内の環境に関する情報及び環境対策への対応状況（周辺住民に影響を与えるバードコントロール、廃棄物等の種類・処理方法、廃棄物処理施設・ボイラー施設等からの排煙などを含む。）
- (9) 米軍再編に関する情報

6 基地交付金、調整交付金や基地周辺対策予算などの充実を図ること。

基地交付金、調整交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、自治体の財政を圧迫している状況にあるため、所要の予算を確保し、以下の項目について一層の充実を図ること。

- (1) 基地交付金、調整交付金について
 - (ア) 国有財産台帳価格に固定資産税の税率（対象資産価格の100分の1.4）を乗じた額（固定資産税相当額）を交付すること。
 - (イ) 財源超過団体に対する減額措置を廃止すること。
 - (ウ) 対象資産について
 - ・ 特定飛行場周辺の指定区域内において、国が買い入れた土地についても対象資産とするなど、対象範囲を拡大すること。
 - ・ 国有財産台帳の価格の改定時期は、固定資産税の評価替えとの均衡を図ること。
 - ・ 新たに国有提供施設等の資産が増えた場合には、日米地位協定に基

づく提供合意を速やかに行うよう関係省庁に働きかけること。

・土地の価格の補正について、平成13年度に台帳価格に近づけるための省令改正が行われたが、平成18年までの試算でも交付金対象価格は、台帳登録価格の5割前後であるため、価格補正率を上げ、台帳価格に近づけること。

(2) 基地周辺対策予算について

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」関連

(ア) 障害防止事業について、採択基準及び適用基準を緩和するとともに、対象区域の拡大及び補助率の引き上げ等、制度の見直しを図ること。

特に防音助成事業については、騒音のレベルと発生回数のみ基準の適用ではなく、同基地が密集した市街地に所在するという特殊性の中での障害防止対策であるという重要性を十分に考慮し採択されたい。(3条関連)

(イ) 整備した緑地帯その他緩衝地帯について、地域住民の生活環境を損なわないよう、草刈り、剪定等の実施回数を見直すなど、適正な管理を図ること。(6条関連)

(ウ) 民生安定助成事業について、採択基準及び適用基準を緩和するとともに、対象施設の拡大及び補助額・補助率の引き上げ等、制度の見直しを図ること。

特に防音工事助成事業については、騒音のレベルと発生回数のみ基準の適用ではなく、同基地が密集した市街地に所在するという特殊性の中の民生安定対策であるという重要性を十分考慮し採択されたい。

なお、見直しにあたっては、地元自治体の意向を十分尊重すること。(8条関連)

・放送受信料半額免除措置について、区域の拡大及び全額免除に向けた見直しを図ること。

・電話通話料の減免措置を講じること。

・航空機によるテレビ電波障害調査を国で実施するよう制度改正を図ること。さらに、都市型ケーブルテレビの加入費、工事費、利用料などを国が負担し、住宅防音工事と同様、被害世帯が直接国へ申請する利用しやすい補助制度の確立を図ること。

・民生安定助成事業により設置した防音施設に対して、維持管理費を補助対象とすること。

(エ) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の大幅な増額及び適用基準を緩和し大規模な維持補修事業を対象とすること。また、早期一括内示を実施すること。(9条関連)

(オ) 補助金の返還なしに、既存補助施設の他の公共施設への転用を認める

こと。(3、8、9条関連)

その他

(カ) 施設区域取得等事務地方公共団体委託費の大幅な増額及び充当範囲の拡大見直しを図ること。

(キ) まちづくりにおいて、基地の影響により所要経費が増加する場合、その増加分に対して、新たな財政支援を検討すること。

(ク) 航空機騒音による被害について、同基地が市街地に所在することを考慮し、新しい交付金制度を検討すること。

(3) 再編交付金について

「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」関連

横田基地周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が講ぜられるよう、周辺自治体の要望を十分に反映すること。

なお、従来の基地周辺対策が後退することのないよう措置すること。

7 航空機に関する環境調査を実施すること。

(1) 航空機騒音等による健康被害調査を実施すること。

(2) 航空機の排気ガスによる大気汚染の調査を実施すること。

(3) 待機中の航空機が発生する騒音を調査し、対策を図ること。

8 日米地位協定とその運用について適切な見直しを行うこと。

日米地位協定とその運用について、以下の項目の適切な見直しを行い、改善を図ること。

(1) 2・3条関係

米軍施設・区域内への緊急車両等の立入手続きについては、できる限り簡素化に努めること。

(2) 3条関係

(ア) 施設及び区域周辺の生活環境の保全及び安全の確保のための大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの国内法を、施設及び区域へ適用する旨を明記し、法律などに基づく報告を行うこと。

また、地元自治体職員が施設及び区域内への立入りを希望した場合には速やかに応ずる旨を明記すること。

併せて、施設及び区域における排出ガス・排煙等の調査の実施と結果の公表及びそれに基づく改善について、米軍に対して申し入れること。

(イ) 平成14年3月、基地内のごみ処理施設の改修工事が完了したが、昨今の環境問題に対する地元住民の関心は、非常に強いものがあることが

ら、毎年度の試験データの提供及び当該施設の実地調査を米側に申し入れること。

- (ウ) 施設及び区域の運用にあたっては、周辺住民の安全確保を優先し、住民に不安を与えないよう、また、周辺住民の生活や農作物への被害等を与えることのないよう、細心の配慮をすること。

特に、航空機の万全な整備点検を実施し、事故の未然防止を図ること及び危険物の輸送・管理、訓練時等の安全対策の徹底を明記すること。

- (エ) 軍人等による交通事故や犯罪を防止するとともに、施設及び区域外における迷惑行為を行わないよう、周辺住民の不安の解消を図るため更なる規律の保持、教育の徹底等の措置を講じること。

- (オ) 米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む。）については、現在、航空法第 81 条の最低安全高度の規定が、特例法により適用除外とされている。これを見直し、航空法第 81 条を適用すること。

(3) 9 条関係

施設及び区域周辺の生活環境の保全及び安全の確保のため、人及び動植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

(4) 13 条関係

合衆国軍隊の構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。

(5) 17 条関係

日本側が第 1 次裁判権を有する時は、合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁・取り調べについて、日本側が何の支障もなく行えるよう明記すること。

(6) 18 条関係

- (ア) 公務外の合衆国軍隊の構成員又は軍属により、あるいは、合衆国軍隊の構成員又は軍属の家族により被害を受けた場合も、日本政府の責任で補償が受けられるよう明記すること。

- (イ) 米軍人等の私有車両の任意保険（対人）への加入を義務づけることを明記すること。

(7) 23 条関係

災害時における在日米軍との相互応援が実施できるよう明記すること。

(8) 25 条関係

日米合同委員会の中で、施設及び区域の運用等に関して関係自治体の意向を聴取し、それを協議することを明記すること。

また、併せて、日米合同委員会合意事項を速やかに公表することを明記

すること。

(9) 横田飛行場における航空機騒音の軽減措置に関する日米合同委員会の合意関係

「横田飛行場における航空機騒音の軽減措置に関する日米合同委員会合意」を見直し、下記事項を明記すること。

- (ア) 21時から7時までの間、土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年未年始及び入学試験等特別な日の飛行の禁止
- (イ) 17時から7時までの間、土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年未年始及び入学試験等特別な日のエンジンテストの禁止
- (ウ) 米空母艦載機による飛行訓練の全面的な中止

9 周辺事態安全確保法等の運用にあたっては、適時・的確な情報の提供に努めるとともに、地方自治体の意向を尊重すること。

周辺事態安全確保法等の運用にあたっては、地方自治体の懸念の解消を図るためにも、平素から協力要請にあたっての省庁別マニュアルを示し、意見交換を行うなど、積極的な情報提供と地方自治体の意見聴取を実施すること。

また、周辺事態安全確保法第9条に基づく協力要請にあたっては、適時・的確に情報提供を行うとともに地方自治体の意向を十分尊重すること。

さらに、「第9条の解説」においての具体的な内容が不明な点については、引き続き、地方公共団体の意見を踏まえ、関係各省庁で調整し、その内容の明確化、具体化を図り周知すること。

防衛大臣 石 破 茂 殿

横田基地周辺市町基地対策連絡会構成市町長

立 川 市 長 清 水 庄 平

昭 島 市 長 北 川 穰 一

福 生 市 長 野 澤 久 人

武蔵村山市長 荒 井 三 男

羽 村 市 長 並 木 心

瑞 穂 町 長 石塚 幸右衛門

幹 事 昭 島 市 長 北 川 穰 一